

分娩時の交通費 出産準備のための宿泊費を助成します



対象となる方

1. 天栄村に住所のある妊婦のうち、次のいずれかにあてはまる方
 - (1) 自宅または里帰り先から最も近い分娩施設まで、おおむね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
 - (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要があり、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまで、おおむね 60 分以上の移動時間を要する妊婦

※おおむね 60 分以上の移動時間とは？

分娩施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、自家用車及び公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間がおおむね 60 分以上を要すると認めた場合に限る。

2. 1 に該当する妊婦が分娩施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦を支援するために同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦 1 人につき 1 人まで）

助成内容

1. 交通費（妊婦本人分のみ）

出産に際して分娩施設等までの移動に要した費用（往復分）

- (1) タクシーの場合

実費額×0.8 円

- (2) 自家用車の場合

距離数 (km) × 25 円 × 0.8 円

- (3) 公共交通機関の場合

村の旅費規程に準じた額(実費額を上限)×0.8 円



2. 宿泊費（妊婦本人分+同行者 1 名分）

出産までの間、待機のために分娩施設等の近隣宿泊施設で宿泊した際の宿泊費用

（出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分。同行者 1 名分も含む。）

助成額

実費額（1 泊あたり 11,800 円を上限）から、1 泊あたり 2,000 円を控除した額



申請方法

天栄村妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成金交付申請書（第 1 号様式）に、以下の書類を添付し、こども家庭センター（村健康保健センターへるすびあ内）へ申請してください。

- 母子健康手帳 通帳の写し（申請者（妊婦）本人名義の通帳） 印鑑
- （交通費助成申請の場合）利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- （宿泊費助成申請の場合）宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等

申請・問い合わせ先

天栄村健康福祉課健康増進係（へるすびあ内）

天栄村こども家庭センター TEL 0248-94-8730